

沢井地区(古内地区、下沢井地区、上沢井地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	沢井地区(古内、下沢井、上沢井)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	180ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	144ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	65.36ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31.17ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	38.48ha
(備考)基盤整備実施地区	

2 対象地区の課題

<p>沢井地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が31.17ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が38.48haであり、基盤整備した農地を含め水田については十分に農地の集積・集約はされている状態にあるが、畑地については耕作放棄地もみられることから、園芸作物の作付けに意欲ある農業者・後継者の育成に取り組む必要がある。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①基盤整備後の大区画の農地を耕作していくには、担い手同士の連携が必要になってくる。</p> <p>②基盤整備後の農地について、どのような園芸作物を作付けするか、協議する必要がある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>沢井地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者12名(うち法人 2法人)が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	14経営体		72.72 ha		111.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・担い手の連携強化

基盤整備後の農地を耕作する中心経営体で担い手の連携強化のための組織を作り、情報共有や共同研修を行うなどして地域の農地を共同で維持していく。

・園芸作物の振興

水稲だけでは経営を拡大するのは困難であることから、きゅうりやトウモロコシ等の園芸作物を地域全体で振興し所得率の向上を図る。